

未収債権の目標及び具体処理策

所属	健康局	課・担当	保健所管理課保健事業グループ	債権整理番号(3ケタ)	101	債権名	未熟児養育医療自己負担金	債権区分	強制徴収公債権(強制公)
----	-----	------	----------------	-------------	-----	-----	--------------	------	--------------

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B1	現年度	B1	合計(過年度+現年度)	B1
「A」… 目標を達成、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達 「-」… 30年度途中で債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など					

2. 未収金残高の推移(実績及び目標)

(単位:千円)

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定変更額	調定額 (過年度分)	徴収額 (過年度分)	不納欠損額 (過年度分)	未収金 解消額 (過年度分)	翌年度 調定繰越額 (過年度分)	過年度 徴収率	過年度 整理率	年間調定額 (現年度分)	徴収額 (現年度分)	不納欠損額 (現年度分)	整理額 (現年度分)	翌年度 調定繰越額 (現年度分)	現年度 徴収率	現年度 整理率	合計 徴収率	合計 整理率	年度末 未収金残高
	ア =前年度のテ	イ	ウ =ア-イ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =ア-カ	ク =エ÷ウ	ケ =カ÷ア	コ	サ	シ	ス =サ+シ	セ =コ-ス	ソ =サ÷コ	タ =ス÷コ	チ =(エ+サ) ÷(ウ+コ)	ツ =(カ+ス) ÷(ア+コ)	テ =キ+セ
平28実績	26	0	26	13	0	13	13	50.0%	50.0%	28,038	28,006	0	28,006	32	99.9%	99.9%	99.8%	99.8%	45
平29実績	45	0	45	6	0	6	39	13.3%	13.3%	28,538	28,501	0	28,501	37	99.9%	99.9%	99.7%	99.7%	76
平30当初目標	20	0	20	10	0	10	10	50.0%	50.0%	24,851	24,851	0	24,851	0	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	10
平30実績	76	0	76	20	0	20	56	26.3%	26.3%	29,719	29,667	0	29,667	52	99.8%	99.8%	99.6%	99.6%	108
令元当初目標	10	0	10	5	0	5	5	50.0%	50.0%	24,851	24,851	0	24,851	0	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	5
令元努力目標	108	0	108	65	0	65	43	60.2%	60.2%	29,719	29,719	0	29,719	0	100.0%	100.0%	99.9%	99.9%	43
令2当初目標	43	0	43	22	0	22	21	51.2%	51.2%	29,719	29,719	0	29,719	0	100.0%	100.0%	99.9%	99.9%	21

3. 30年度決算における未収債権の状況(件数、未収金残高、債務者数)

(残高の単位:千円)

旧分類	回収債権									整理債権								合計 ①~⑯				
	③-C	③-D	③-E, F	③-G	①	②-A	②-B	③-H	④	⑨、⑩	⑧	⑤	⑦	⑥								
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯						
状況	強制公	滞納発生直後のもの(督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中のもの又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以上の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以上の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行なったが、履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行なったが、履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	回収債権①~⑨計	差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残りの回収見込みのないもの	債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	整理債権⑩~⑯計	0
	非強公・私債権																					0
過年度	件数		62	3		3				68											0	68
	残高		50	3		3				56											0	56
現年度	件数		60							60											0	60
	残高		52							52											0	52

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
 ① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
 ② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
 それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債権額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権: (④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: { ⑩ 又は ⑪ 又は (⑫ → ⑬) } → ⑭ } 又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数	52	過年度件数計+現年度件数計=30年度年度末未収金件数 過年度残高計+現年度残高計=30年度年度末未収金残高 (上記2の表のテ)	128 108
--------------	----	---	------------

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	<p>・29年度実施の財産調査結果を踏まえ、財産のある者に対しては差押え等の滞納処分の執行、財産のない者や所在及び財産の不明な者には滞納処分の執行停止を行う等、滞納整理を確実に実施する。</p> <p>また、差押え等の滞納処分の手続きについて、市債権回収対策室と連携を図りつつ、課内にノウハウを蓄積するよう努める。</p>	<p>・29年度の下記取り組みを継続実施。</p> <p>①申請時における制度説明、納入に関する誓約書の徴取及び複数連絡先(自宅、携帯、職場)の確認を徹底。</p> <p>②通知書に同封する「養育医療自己負担金のお知らせ」に差押え等の実施についての文書を挿入し、同通知書を送付する際に使用する窓あき封筒表側に『重要』との記載を入れ、未収金の新規発生を防止。</p> <p>③督促納期限経過後の催告について、納期限後1カ月での電話催告、2カ月後での文書催告を実施し、以後2カ月サイクルでの催告送付を徹底し、滞納が長期化しないよう努める。</p> <p>・文書催告を実施しても納付のない滞納者に関しては、過年度分とともに一括して所在調査・財産調査を実施するなど、効率的な滞納整理事務に努める。</p>
取組実績	<p>・平成29年度実施の財産調査結果を踏まえ、平成24年度債務者2名及び平成25年度債務者3名について差押えを実施(内3名については、換価手続き中)、その他の過年度債務者全員に書面による催告を実施し、過年度未収金20,581円を回収した。</p> <p>・差押え等の滞納処分の手続きについて、市債権回収対策室と連携を図りつつ、今後の事務手続きを速やかに行えるよう課内にノウハウを蓄積しているところである。</p>	<p>上記取り組みについて計画通り実施した結果、現年度徴収率についてはほぼ目標の徴収率を達成できている。</p>
課題	<p>当該債権は平均2,000円前後の少額債権になるが、財産のない者や所在及び財産の不明な者(特に外国籍の方)に、費用対効果の点からどのような滞納整理を実施していくかが現状の課題である。</p>	<p>現年度徴収率が99.8%であり、現行の取り組みについては一定の成果があるものと思われる。</p> <p>当該債権は平均2,000円前後の少額債権になるが、費用対効果の点からも、文書催告を行っても納付のない滞納者に対してのどのような滞納整理を実施していくかが現状の課題である。</p>
改善策	<p>財産調査の結果を踏まえ、財産のある者に対しては差押え等の滞納処分の執行、財産のない者や所在及び財産の不明な者には市債権回収対策室と連携しながら滞納処分の執行停止を行う等、適切な滞納整理を実施していく。</p>	<p>財産調査の結果を踏まえ、財産のある者に対しては差押え等の滞納処分の執行、財産のない者や所在及び財産の不明な者には市債権回収対策室と連携しながら滞納処分の執行停止を行う等、適切な滞納整理を実施していく。</p>

5. 令和元年度の取組内容 (1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること)

	過年度	現年度
取組内容	<p>財産調査の結果を踏まえ、財産のある者に対しては差押え等の滞納処分の執行、財産のない者や所在及び財産の不明な者には市債権回収対策室と連携しながら滞納処分の執行停止を行う等、適切な滞納整理を実施していく。</p>	<p>・平成30年度の取り組みを継続実施</p> <p>・引き続き文書催告を実施しても納付のない滞納者に関しては、過年度分とともに一括して所在調査・財産調査を実施するなど、効率的な滞納整理事務に努める。</p>

未収債権の目標及び具体処理策

所属	健康局	課・担当	保健所管理課審査・給付グループ	債権整理番号(3ケタ)	102	債権名	公害健康被害補償給付費返還金	債権区分	非強制徴収公債権(非強公)
----	-----	------	-----------------	-------------	-----	-----	----------------	------	---------------

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B1	現年度	A	合計(過年度+現年度)	B1	「A」… 目標を達成、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達 「-」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など
-----	----	-----	---	-------------	----	---

2. 未収金残高の推移(実績及び目標)

(単位:千円)

	過年度分									現年度分						合計			
	前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定変更額	調定額 (過年度分)	徴収額 (過年度分)	不納欠損額 (過年度分)	未収金 解消額 (過年度分)	翌年度 調定繰越額 (過年度分)	過年度 徴収率	過年度 整理率	年間調定額 (現年度分)	徴収額 (現年度分)	不納欠損額 (現年度分)	整理額 (現年度分)	翌年度 調定繰越額 (現年度分)	現年度 徴収率	現年度 整理率	合計 徴収率	合計 整理率	年度末 未収金残高
	ア =前年度のテ	イ	ウ =ア-イ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =ア-カ	ク =エ÷ウ	ケ =カ÷ア	コ	サ	シ	ス =サ+シ	セ =コ-ス	ソ =サ÷コ	タ =ス÷コ	チ =(エ+サ) ÷(ウ+コ)	ツ =(カ+ス) ÷(ア+コ)	テ =キ+セ
平28実績	1,332	0	1,332	211	0	211	1,121	15.8%	15.8%	2,578	2,381	0	2,381	197	92.4%	92.4%	66.3%	66.3%	1,318
平29実績	1,318	0	1,318	132	0	132	1,186	10.0%	10.0%	2,613	2,517	0	2,517	96	96.3%	96.3%	67.4%	67.4%	1,282
平30当初目標	845	0	845	0	0	0	845	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	-	-	0.0%	0.0%	845
平30実績	1,282	0	1,282	27	0	27	1,255	2.1%	2.1%	2,614	2,614	0	2,614	0	100.0%	100.0%	67.8%	67.8%	1,255
令元当初目標	845	0	845	0	0	0	845	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	-	-	0.0%	0.0%	845
令元努力目標	1,255	0	1,255	30	0	30	1,225	2.4%	2.4%	0	0	0	0	0	-	-	2.4%	2.4%	1,225
令2当初目標	1,225	0	1,225	30	0	30	1,195	2.4%	2.4%	0	0	0	0	0	-	-	2.4%	2.4%	1,195

3. 30年度決算における未収債権の状況(件数、未収金残高、債務者数)

(残高の単位:千円)

旧分類	回収債権									整理債権								合計 ①~⑯		
	③-C ①	③-D ②	③-E, F ③	③-G ④	① ⑤	②-A ⑥	②-B ⑦	② ⑧	③-H ⑨	④ ⑩	⑨、⑩ ⑪	⑧ ⑫	⑤ ⑬	⑦ ⑮	⑥ ⑯					
状況	強制公	滞納発生直後のもの(督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中のもの又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、	回収債権①~⑨計	差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残りの回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	整理債権⑩~⑯計	合計①~⑯
	非強公・私債権			債務名義の取得のため、法的手続中のもの又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの	現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	現在の分割納付額で、完納まで10年以上要するもの	履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの						法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの			
過年度	件数		2	1						6								0	6	
	残高		271	71		69		844		1,255								0	1,255	
現年度	件数									0								0	0	
	残高									0								0	0	

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
 ① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
 ② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ③ 債務者が死亡した場合、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
 それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権: (④ → ⑤) 又は (⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨) / 整理債権: (⑩ 又は ⑪ 又は (⑫ → ⑬)) → ⑭ 又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数	6	過年度件数計+現年度件数計=30年度年度末未収金件数	6
	人	過年度残高計+現年度残高計=30年度年度末未収金残高(上記2の表のテ)	1,255

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、滞納者に対し納付交渉を行う。 連絡が取れない者については、行政情報を活用し状況把握に努め、著しく徴収が困難な場合は、適正な債権処理を行う。 滞納者の支払能力調査を行い、著しく徴収が困難な場合は、費用対効果を考慮し適正な債権処理を行う。 現地調査を行う。 住所は把握しているものの催告等に対し反応のない滞納者に関しては、支払い督促等の法的手続きを検討する。 	<p>新たな未収金の発生を防止するためには、補償給付受給者の失権情報を迅速に入手し、給付の支払を止めることが有効であることから、遺族からの報告を促すため、引き続き次の改善策に取り組んでいく。</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害補償費年度改定通知書、療養手当請求書、遺族補償費受給者現況調査票を補償給付受給者へ送付する際に、補償給付受給者が死亡された際には届出が必要な旨の文書を同封する。 公害医療手帳の更新等の際に、補償給付受給者が死亡された際には届出が必要な旨の文書を窓口で配付する。 住民基本台帳システムとの連携により、失権情報を早期に取得し、過払いの新規発生を防止する。
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> 滞納者への催告を随時実施。 住所を把握しているものの催告等に対し反応のない滞納者に関して、支払い督促等の法的手続きの検討を行った。 前年度に履行延期処分を行った3名について、状況に変化がないことから引き続き履行延期処分を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ①遺族補償制度の周知ビラ(死亡された際の届出について記載)を下記通知等の送付時に同封。 <ul style="list-style-type: none"> 障害補償費年度改定通知書(送付日:平成30年5月31日) 遺族補償費受給者現況調査票(送付日:平成30年5月31日) 療養手当請求書(送付日:平成31年2月28日。年度途中の新規対象者については随時送付。) ②手帳更新時の周知(随時配布) ③失権情報の早期取得。 <ul style="list-style-type: none"> 市内居住者に関しては、住民基本台帳システムより取得した公害認定患者の失権情報により、毎月の支払い前に支給停止処理を徹底。 市外居住者に関しては、本人宛の現況調査と住民票の公用請求により、年2回の現況確認を実施。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 住民票等で所在は把握しているが、文書を送付しても反応がない。(簡易書留送付分は保管期間経過により返戻) 	<ul style="list-style-type: none"> 市外に居住する認定患者についてはシステムにより失権情報が入手できない。
改善策	<ul style="list-style-type: none"> 支払い督促等の法的手続きを検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 補償給付受給者とその家族へ周知するため、引き続き死亡された時の届出について記載した文書を送付する。 市外居住者の現況確認を定期的(年2回)に行う。 医療機関からの情報(診療報酬明細等)により失権情報の把握に努める。

5. 令和元年度の取組内容 (1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること)

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、滞納者に対し納付交渉を行う。 連絡が取れない者については、行政情報を活用し状況把握に努め、著しく徴収が困難な場合は、適正な債権処理を行う。 滞納者の支払能力調査を行い、著しく徴収が困難な場合は、費用対効果を考慮し適正な債権処理を行う。 現地調査を行う。 住所は把握しているものの催告等に対し反応のない滞納者に関しては、支払い督促等の法的手続きを検討する。 	<p>新たな未収金の発生を防止するためには、補償給付受給者の失権情報を迅速に入手し、給付の支払を止めることが有効であることから、遺族からの報告を促すため、引き続き次の改善策に取り組んでいく。</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害補償費年度改定通知書、療養手当請求書、遺族補償費受給者現況調査票を補償給付受給者へ送付する際に、補償給付受給者が死亡された際には届出が必要な旨の文書を同封する。 公害医療手帳の更新等の際に、補償給付受給者が死亡された際には届出が必要な旨の文書を窓口で配付する。 住民基本台帳システムとの連携により、失権情報を早期に取得し、過払いの新規発生を防止する。

未収債権の目標及び具体処理策

所属	健康局	課・担当	感染症対策課	債権整理番号(3ケタ)	103	債権名	保菌者検索事業に係る手数料	債権区分	私債権
----	-----	------	--------	-------------	-----	-----	---------------	------	-----

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	-	現年度	-	合計(過年度+現年度)	-	「A」… 目標を達成、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達 「-」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など
-----	---	-----	---	-------------	---	---

2. 未収金残高の推移(実績及び目標)

(単位:千円)

	過年度分									現年度分						合計			
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額(過年度分)	徴収額(過年度分)	不納欠損額(過年度分)	未収金解消額(過年度分)	翌年度調定繰越額(過年度分)	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額(現年度分)	徴収額(現年度分)	不納欠損額(現年度分)	整理額(現年度分)	翌年度調定繰越額(現年度分)	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア =前年度のテ	イ	ウ =ア-イ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =ア-カ	ク =エ÷ウ	ケ =カ÷ア	コ	サ	シ	ス =サ+シ	セ =コ-ス	ソ =サ÷コ	タ =ス÷コ	チ =(エ+サ)÷(ウ+コ)	ツ =(カ+ス)÷(ア+コ)	テ =キ+セ
平28実績	1	0	1	0	0	0	1	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	-	-	0.0%	0.0%	1
平29実績	1	0	1	0	0	0	1	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	-	-	0.0%	0.0%	1
平30当初目標	1	0	1	0	0	0	1	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	-	-	0.0%	0.0%	1
平30実績	1	0	1	0	0	0	1	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	-	-	0.0%	0.0%	1
令元当初目標	1	0	1	0	0	0	1	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	-	-	0.0%	0.0%	1
令元努力目標	1	0	1	0	0	0	1	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	-	-	0.0%	0.0%	1
令2当初目標	1	0	1	0	0	0	1	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	-	-	0.0%	0.0%	1

3. 30年度決算における未収債権の状況(件数、未収金残高、債務者数)

(残高の単位:千円)

旧分類	回収債権									整理債権								合計 ①~⑯		
	③-C ①	③-D ②	③-E, F ③	③-G ④	① ⑤	②-A ⑥	②-B ⑦	② ⑧	③-H ⑨	④ ⑩	⑨, ⑩ ⑪	⑧ ⑫	⑧ ⑬	⑤ ⑭	⑦ ⑮	⑥ ⑯				
状況	強制公	滞納発生直後のもの(督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中のもの又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、	回収債権①~⑨計	差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残りの回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	整理債権⑩~⑯計	合計①~⑯
	非強公・私債権	債務名義の取得のため、法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの	債務名義の取得のため、法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの	現在の分割納付額で、10年以上の完納見込があるもの	現在の分割納付額で、10年以上の完納見込があるもの	現在の分割納付額で、10年以上の完納見込があるもの	現在の分割納付額で、10年以上の完納見込があるもの	債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	債務者が破産手続中のもの	法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの							
過年度	件数									0					1			1	1	
	残高									0					1			1	1	
現年度	件数									0								0	0	
	残高									0								0	0	

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
 ① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例: 毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
 ② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
 それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権: (④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: (⑩ 又は ⑪ 又は ⑫ → ⑬) → ⑭ 又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数	1	過年度件数計+現年度件数計=30年度年度末未収金件数 過年度残高計+現年度残高計=30年度年度末未収金残高 (上記2の表のテ)	1
--------------	---	---	---

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	徴収停止済みの為、消滅時効期間経過後は、債権放棄について検討する。	-
取組実績	-	-
課題	-	-
改善策	-	-

5. 令和元年度の取組内容（1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	平成23年9月30日付起案により徴収停止決裁済み。また、消滅時効期間経過後は債権放棄について	保菌者検索事業は平成24年9月末で事業終了しているため、新たな債権は発生しない。

未収債権の目標及び具体処理策

所属	健康局	課・担当	保健所 環境衛生監視課	債権整理番号(3ケタ)	104	債権名	営業許可証明等手数料にかかる手数料	債権区分	非強制徴収公債権(非強公)
----	-----	------	-------------	-------------	-----	-----	-------------------	------	---------------

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	-	現年度	A	合計(過年度+現年度)	-	「A」… 目標を達成、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達 「-」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など
-----	---	-----	---	-------------	---	---

2. 未収金残高の推移(実績及び目標)

(単位:千円)

	過年度分									現年度分						合計			
	前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定変更額	調定額 (過年度分)	徴収額 (過年度分)	不納欠損額 (過年度分)	未収金 解消額 (過年度分)	翌年度 調定繰越額 (過年度分)	過年度 徴収率	過年度 整理率	年間調定額 (現年度分)	徴収額 (現年度分)	不納欠損額 (現年度分)	整理額 (現年度分)	翌年度 調定繰越額 (現年度分)	現年度 徴収率	現年度 整理率	合計 徴収率	合計 整理率	年度末 未収金残高
	ア =前年度のテ	イ	ウ =ア-イ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =ア-カ	ク =エ÷ウ	ケ =カ÷ア	コ	サ	シ	ス =サ+シ	セ =コ-ス	ソ =サ÷コ	タ =ス÷コ	チ =(エ+サ) ÷(ウ+コ)	ツ =(カ+ス) ÷(ア+コ)	テ =キ+セ
平28実績	1	0	1	0	0	0	1	0.0%	0.0%	639	639	0	639	0	100.0%	100.0%	99.8%	99.8%	1
平29実績	1	0	1	0	0	0	1	0.0%	0.0%	615	615	0	615	0	100.0%	100.0%	99.8%	99.8%	1
平30当初目標	1	0	1	0	0	0	1	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	-	-	0.0%	0.0%	1
平30実績	1	0	1	0	0	0	1	0.0%	0.0%	616	616	0	616	0	100.0%	100.0%	99.8%	99.8%	1
令元当初目標	1	0	1	0	0	0	1	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	-	-	0.0%	0.0%	1
令元努力目標	1	0	1	0	0	0	1	0.0%	0.0%	616	616	0	616	0	100.0%	100.0%	99.8%	99.8%	1
令2当初目標	1	0	1	0	1	1	0	0.0%	100.0%	616	616	0	616	0	100.0%	100.0%	99.8%	100.0%	0

3. 30年度決算における未収債権の状況(件数、未収金残高、債務者数)

(残高の単位:千円)

旧分類	回収債権									整理債権								合計 ①~⑯		
	③-C	③-D	③-E, F	③-G	①	②-A		②-B	③-H	④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥				
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯				
状況	強制公	滞納発生直後のもの(督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中のもの又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、	回収債権①~⑨計	差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残りの回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	整理債権⑩~⑯計	合計①~⑯
	非強公・私債権		又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	債権名義の取得のため、法的手続中のもの	債権名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの	現在の分割納付額で、10年以上の完納見込があるもの	現在の分割納付額で、完納まで10年以上要するもの	履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	債権名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	債権名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	債権名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	債権名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	債権名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	債権名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	債権名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	債権名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	債権名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	債権名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	債権名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの
過年度	件数									0					1			1	1	
	残高									0					1			1	1	
現年度	件数									0								0	0	
	残高									0								0	0	

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
 ① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例: 毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
 ② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ③ 債務者が死亡した場合、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
 それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権: (④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: (⑩ 又は ⑪ 又は (⑫ → ⑬) → ⑭) 又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数	1	過年度件数計+現年度件数計=30年度年度末未収金件数 過年度残高計+現年度残高計=30年度年度末未収金残高(上記2の表のテ)	1
--------------	---	---	---

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	徴収停止済分については時効が成立した場合は不納欠損を行う。	再発防止策として、①調定票に「手数料金額」「預かり金額」「お釣」を記入すること、②申請者から現金を預かる者とレジ操作する者の2名で預かり金やお釣の金額を確認することを徹底する。
取組実績	-	①調定票に「手数料金額」「預かり金額」「お釣」を記入すること、②申請者から現金を預かる者とレジ操作する者の2名で預かり金やお釣の金額を確認することを徹底した。
課題	-	-
改善策	-	-

5. 令和元年度の取組内容（1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	徴収停止済分については時効が成立次第、不納欠損を行う。	再発防止策として、①調定票に「手数料金額」「預かり金額」「お釣」を記入すること、②申請者から現金を預かる者とレジ操作する者の2名で預かり金やお釣の金額を確認することを徹底する。

未収債権の目標及び具体処理策

所属	健康局	課・担当	生活衛生課	債権整理番号(3ケタ)	106	債権名	狂犬病予防手数料	債権区分	非強制徴収公債権(非強公)
----	-----	------	-------	-------------	-----	-----	----------	------	---------------

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	-	現年度	B1	合計(過年度+現年度)	-	「A」… 目標を達成、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達 「-」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など
-----	---	-----	----	-------------	---	---

2. 未収金残高の推移(実績及び目標)

(単位:千円)

	過年度分									現年度分						合計			
	前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定変更額	調定額 (過年度分)	徴収額 (過年度分)	不納欠損額 (過年度分)	未収金 解消額 (過年度分)	翌年度 調定繰越額 (過年度分)	過年度 徴収率	過年度 整理率	年間調定額 (現年度分)	徴収額 (現年度分)	不納欠損額 (現年度分)	整理額 (現年度分)	翌年度 調定繰越額 (現年度分)	現年度 徴収率	現年度 整理率	合計 徴収率	合計 整理率	年度末 未収金残高
	ア =前年度のテ	イ	ウ =ア-イ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =ア-カ	ク =エ÷ウ	ケ =カ÷ア	コ	サ	シ	ス =サ+シ	セ =コ-ス	ソ =サ÷コ	タ =ス÷コ	チ =(エ+サ) ÷(ウ+コ)	ツ =(カ+ス) ÷(ア+コ)	テ =キ+セ
平28実績	1	0	1	0	0	0	1	0.0%	0.0%	56,678	56,677	0	56,677	1	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	2
平29実績	2	0	2	0	0	0	2	0.0%	0.0%	60,119	60,119	0	60,119	0	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	2
平30当初目標	2	0	2	0	1	1	1	0.0%	50.0%	57,183	57,183	0	57,183	0	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	1
平30実績	2	0	2	0	1	1	1	0.0%	50.0%	60,267	60,266	0	60,266	1	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	2
令元当初目標	1	0	1	0	0	0	1	0.0%	0.0%	57,183	57,183	0	57,183	0	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	1
令元努力目標	2	0	2	0	0	0	2	0.0%	0.0%	57,899	57,899	0	57,899	0	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	2
令2当初目標	2	0	2	0	0	0	2	0.0%	0.0%	57,899	57,899	0	57,899	0	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	2

3. 30年度決算における未収債権の状況(件数、未収金残高、債務者数)

(残高の単位:千円)

旧分類	回収債権									整理債権								合計 ①~⑯
	③-C	③-D	③-E, F	③-G	①	②-A		②-B	③-H	④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥	整理債権 ⑩~⑯ 計	
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
強制公	滞納発生直後のもの(督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中のもの又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以上の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以上の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、履行を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残る、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの		
非強公・私債権			債務名義の取得のため、法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの						債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの			法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの				
過年度	件数									0				2			2	
現年度	残高									0				1			1	
現年度	件数									0				1			1	
現年度	残高									0				1			1	

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
 ① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例: 毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
 ② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
 それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権: (④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: { ⑩ 又は ⑪ 又は (⑫ → ⑬) } → ⑭ } 又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数	3	過年度件数計+現年度件数計=30年度年度末未収金件数	3
	人	過年度残高計+現年度残高計=30年度年度末未収金残高(上記2の表のテ)	2

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	平成29年7月5日に徴収停止。	-
取組実績	平成29年7月5日に徴収停止。	-
課題	-	-
改善策	-	-

5. 令和元年度の取組内容（1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	平成29年7月5日に徴収停止済み。引き続き不能欠損を含めた適正な債権処理を行う。	引き続き新たな未収が発生しないよう、日々の調定について確認し、注意する。